

丹波市 IT 関連事業所等振興支援事業補助金について (R6.4.1改正)

【 目 的 】

市の産業振興及び地域の活性化を図るため、市内に IT 関連の事業所またはコワーキングスペースを開設する事業者に対し、県が実施するひょうごイノベーション拠点開設支援事業（旧 IT 戦略推進事業）又はコワーキングスペース開設支援事業に随伴して、開設に係る初期投資に対して補助金を交付します。

【 対 象 】

必要な附帯設備を有する IT 関連の事業所又はコワーキングスペースを開設する事業者

《 山南・青垣地域 》

過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法の規定により指定を受けた区域であるため、補助率（限度額）が異なります。

《 空き家・空き店舗 》

下記表の（）内は、空き家、空き店舗を改修した場合の限度額です。空き家、空き店舗とは以下のすべてを満たすもののことをいいます。

- ・空き家、空き店舗期間が6箇月以上であること
- ・築20年以上であること
- ・台所、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

◆IT 事業所開設

対象者	対象経費	補助率（県）	補助率（市）	補助対象期間
下記①②いずれにも該当するもの			4分の1 [限度額 30 万円／年]	利用開始から 36 箇月
① 3 年以上の事業計画（高度IT技術を活用し、今後成長が期待できる事業計画を含む。）を有するもの	賃借料	4分の1 [限度額 30 万円／年]	【山南・青垣地域】 4分の3を乗じた額の2分の1 [限度額 45 万円／年]	
②革新的なアイデアと高度IT技術を活用した事業の経験若しくは実績又は知識若しくは能力があるもの	建物改修費	4分の1 [限度額 50 万円 (100 万円)]	4分の1 [限度額 50 万円 (100 万円)]	開設時 1 回限り
			【山南・青垣地域】 4分の3を乗じた額の2分の1 [限度額 100 万円 (150 万円)]	
	事務機器取得費	4分の1 [限度額 25 万円]	4分の1 [限度額 25 万円]	

◆コワーキングスペース開設（運営支援型）

対象者	対象経費	補助率（県）	補助率（市）	補助対象期間
3年以上の事業計画（当該コワーキングスペースを利用する起業家等のビジネス活動、成長拡大等を支援するための事業計画を含む。）を有するもの	賃借料	4分の1 [限度額 30 万円／年]	4分の1 [限度額 30 万円／年] 【山南・青垣地域】 4分の3を乗じた額の2分の1 [限度額 45 万円／年]	利用開始から 36 箇月
	建物改修費	4分の1 [限度額 50 万円 (100 万円)]	4分の1 [限度額 50 万円 (100 万円)] 【山南・青垣地域】 4分の3を乗じた額の2分の1 [限度額 100 万円 (150 万円)]	開設時 1 回限り
	事務機器取得費	4分の1 [限度額 25 万円]	4分の1 [限度額 25 万円]	

◆コワーキングスペース開設（整備支援型）

対象者	対象経費	補助率（県）	補助率（市）	補助対象期間
3年以上の事業計画（当該コワーキングスペースを利用する起業家等のビジネス活動、成長拡大等を支援するための事業計画を含む。）を有するもの	建物改修費	4分の1 [限度額 250 万円 (300 万円)]	4分の1 [限度額 250 万円 (300 万円)] 【山南・青垣地域】 4分の3を乗じた額の2分の1 [限度額 300 万円 (350 万円)]	開設時 1 回限り
	事務機器取得費	4分の1 [限度額 25 万円]	4分の1 [限度額 25 万円]	

補助経費の支払いは原則、銀行振込みでしてください。

【 申請手続き 】

①事業計画について事前相談、調整（市）



②指定申請及び内諾（市）

提出書類は「対象事業所指定申請書」のほか下記のとおりです。

- ・ 県の募集要項に定める申請書および添付書類（写）
- ・ その他必要な書類

③審査会（県）



④採択（県・市）



⑤補助金の交付申請（市）（事業着手前）

申請書類は、審査会で採択後にデータで送付します。



⑥交付決定（県・市）



⑦事業着手届の提出（市）



⑧実績報告（市）（事業完了の日から 30 日以内）

申請書類は、着手届の提出後にデータで送付します。



⑨審査及び交付決定

書類審査及び現地検査後に補助金の交付可否を決定します。交付決定の場合は、「額確定通知書」と「補助金請求書」を送付しますので、同請求書に必要事項を記入のうえ、商工振興課まで提出ください。



⑩補助金の交付

振込日等が決定次第通知します。振込後に通帳記帳等で確認ください。

【 注意事項 】

- ・ 県の募集期間内に指定申請書を提出する必要があります。
- ・ 事務機器とは、OA 機器、デスク、椅子およびキャビネットのことをいい、パソコン、携帯電話のような事業用に留まらず広く使用できる機器は補助対象外です。
- ・ 市有施設を活用する場合、賃借料及び建物改修費は対象外です。
- ・ 地方消費税及び地方消費税に相当する額並びに他の制度による同種の補助金等の額は補助対象外です。
- ・ 本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付までに相応の期間を要します。

お問い合わせ先 : 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005